

# 平成 23 年後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料を納付書または口座振替で納付する方には納入通知書、年金から引き落としになる方には、特別徴収開始通知書を8月中旬にお送りします。通知書に記載されている金額などをご確認ください。

## 1 後期高齢者医療保険料の計算方法

平成 23 年度の保険料は、次のとおり計算されます。

- 年間保険料 = 均等割額（1人当たりの金額4万円） + 所得割額（賦課のもととなる所得金額 × 7.60%）  
※ 賦課のもととなる所得金額 = 平成22年中の所得 - 33万円

## 2 後期高齢者医療保険料の軽減

被保険者および世帯主の所得に応じて、下表のとおり均等割額が軽減される措置があります。

軽減区分	軽減割合	軽減額
① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の場合	均等割 8.5割軽減	34,000円
② ①の方のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下（その他の所得がない）の場合	均等割 9割軽減	36,000円
③ 世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などが「33万円 + 24.5万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下」の場合	均等割 5割軽減	20,000円
④ 世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などが「33万円 + 35万円 × 被保険者数」以下の場合	均等割 2割軽減	8,000円
⑤ 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方	均等割 9割軽減	36,000円
⑥ 年金収入が153万円以上211万円以下の場合など	所得割 5割軽減	所得割額の半額

## 3 東日本大震災で被災したことによる減免

先の震災により被災された方に対し、次のような保険料の減免制度があります。

### ◆ 被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合

- ◇ 全壊の場合 全額減免
- ◇ 半壊（大規模半壊を含む）の場合 2分の1減免

### ◆ 震災により事業収入などが減少した場合

東日本大震災による被害を受けたことにより、事業収入などの減少額が見込まれ、その減少額が前年の10分の3以上ある場合（保険金、損害賠償金などで補てんされる金額は除く。）は、申請により減免される場合があります。なお、詳しい内容や手続き方法は、税務課課税グループまでお問い合わせください。

## 4 後期高齢者医療保険料の納付方法

支給される年金額などにより、納付方法が変わります。

### ◆ 年金からの引き落としによる納付

年金からの引き落としの対象となる方には、「特別徴収開始通知書」を送付します。

※ 納入通知書が同封されている場合は、年金からの引き落とし分とは別に同封の納付書または口座振替により納めていただく分がありますので、納期限までに忘れずに納付してください。

※ 年金からの引き落としを口座振替に変更することができますが、金融機関での口座振替申込みおよび役場窓口での納付方法変更の申出が必要になります。なお、年金引き落としから口座振替に切替わるまでに、申出時期により2か月から4か月の期間が必要になります。

### ◆ 納付書または口座振替による納付

年金からの引き落とし以外の場合は、納付書または口座振替による納付となります。

